

# 自由同和

大阪版

和 運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

**No. 409**  
 2021年(令和3年)3月25日発行  
 ■発行所 自由同和大阪府本部事務局  
 堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F  
 電話(072)224-1111  
 ■発行人 畑中幸司  
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

## 2021(令和3)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

大阪市長 松井 一郎 様

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、本年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思います。この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、議員立法として国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されています。平成29年7月に人権差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回報告に対しても平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択され、同じ内容の勧告が出されました。

この総括所見に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方司法局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを出し、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出している苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告が平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し34項目の質問が出され、その中で「パリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていますので、総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、「パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、「人権委員会」の設置を中心とする法案の一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますよう、大阪市内におかれましてはご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、府民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様へ理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市内におかれましても、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 松井一郎市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

### 2 基本要素

- 基本要素
- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
  - (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
  - (3) 令和元年度に発生し、大阪市及び大阪府教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
  - (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
  - (5) 部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が本年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮しなければならない。次の3点について明らかにされたい。
    - ①同和問題解決のため、大阪市及び大阪府教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。また、充実に努められたい。
    - ②職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
    - ③令和元年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
  - (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
  - (7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
  - (8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
  - (9) 待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。
  - (10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
  - (11) 新型コロナウイルス感染症を原因として離職された人への雇用対策・事業者への支援をどのように対応されているのか明らかにされたい。
  - (12) コロナ禍において、中小零細企業の業績が上がらない状況が続いている。脆弱な中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。
  - (13) 「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加されたが、企業等における障がい者の法定雇用率と雇用率を上げるための取り組みを明らかにされたい。
 

なお、雇用率が上がったとしても、非常勤(非正規)職員では常勤(正規)職員と格差があるため、常勤(正規)職員の雇用枠が増えるような取り組みを図られたい。
  - (14) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも 世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。
 

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のために介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実等についても対処されたい。
  - (15) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
  - (16) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
  - (17) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようにになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。

# 「2021(令和3)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書」を令和2年11月20日に大阪市に提出。

「新型コロナウイルス感染症拡大のリスクを考慮し、令和3年2月3日に開催予定の新型コロナウイルス感染拡大のリスクを考慮し、令和3年2月3日に開催予定の後日、文書による質問・回答としました。」

- (18) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まされたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。
 

また、令和元年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (19) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。大阪市の取り組み状況について明らかにされたい。
- (20) 新型コロナウイルス感染症に感染された方や医療従事者等に対する差別や誹謗中傷に関する状況とそれらに対する取り組みを明らかにされたい。
- (21) ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
- (22) 「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され7年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。
- (23) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金への「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し「給付型奨学金」の拡充、無利子枠の一層の拡大を要望していく。大阪市内におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。
- (24) 学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が配布されたが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。
- (25) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。
- (26) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組みされると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

※要望書への大阪市の回答は次号(410号)に掲載予定です。

### 408号から 2021(令和3)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪府回答(抜粋)

2-(19) 新型コロナウイルス感染症を原因として離職された人への雇用対策・事業者への支援をどのように対応されているのか明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課 総務部人事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、雇用・経営への影響は、業種を問わず非常に大きくなっており、各種支援施策に取り組むことが重要と認識しております。

離職者の雇用対策として、令和2年10月より、民間人材サービス事業者と連携し、求人情報の発信を行うとともに、求職者を雇い入れ3か月間雇用した事業者に対し、大阪府が「大阪府雇用促進支援金」を支給することで、採用意欲を高め失業者の早期就職につなげていく緊急雇用対策を実施しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で離職を余儀なくされた方に対して、カウンセリングや就職活動に役立つWEBセミナー、職場体験、企業担当者とのオンライン面談などにより、早期の再就職を支援しています。

事業者への支援としては、これまで、4～5月の緊急事態宣言に伴って実施した「休業要請等」により経営に深刻な影響を受けた中小企業等に対し、「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」を、休業要請支援金の支給対象外であった中小企業等に対しては「休業要請外支援金」の支給を行うとともに、大阪市内の一部区域を対象に8月と11～12月に実施した「飲食店等に対する休業要請等」にご協力いただいた事業者に対し、「感染拡大防止に向けた営業 時間短縮協力金(大阪府・府共同)」の支給を行ってまいりました。

また、資金繰りを支援するため、「新型コロナ感染症対策応援資金」等の融資制度を創設し、その後もコロナ関係融資枠の拡大を行うことで、現在も十分な融資枠を確保しております。

支援金・融資以外にも、事業者からの様々な相談に対応するための専門員を府内商工会・商工会議所・商工会連合会に配

裏面へ続く

置し、相談体制の強化にも努めております。

感染症対策と需要喚起に向けた取り組みとして、感染症対策に留意しながら、府内のモデル商店街における需要喚起のための準備等の支援、ものづくり中小企業支援として、(地独)大阪産業技術研究所の依頼試験等の利用料金の減額を行っております。

引き続き、様々な手段を講じて中小企業の事業継続支援及び雇用対策に努めてまいります。

大阪府庁においては、新型コロナウイルスの影響により就労機会を失った方等に対する支援として、一定の収入を確保しつつ、将来の就労につなげる事が可能な環境を確保することを目的として、非常勤職員の緊急雇用を実施しているところ です。

## 2-(20)

**新型コロナウイルス感染症に感染された方や医療従事者等に対する差別や誹謗中傷に関する状況とそれらに対する取り組みを明らかにされたい。**

健康医療部保健医療室感染症対策課 府民文化部人権局人権擁護課

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対して、偏見や差別は決してあってはならないと認識しています。今後も、ホームページやSNSなど様々な媒体を通して、広く府民に情報を発信することにより、同感染症に関する正しい知識の普及啓発を進めていきます。

また、医療従事者等への支援としましては、特殊勤務手当を支給する医療機関への補助、大阪府新型コロナ助け合い基金による支援金の贈呈、国事業を活用した医療従事者への慰労金の交付等を行っています。

大阪府人権相談窓口において、令和2年4月から11月までの新型コロナウイルス感染症に関する相談のうち、人権問題に関する相談件数(速報値)は、49件となっております。

### 課題別要 求

#### 3-(1) 福祉

④**平成 30 年 4 月に「障害者総合支援法」が改正されたが、障がい児者における、障害者総合支援法・児童福祉法に定められたサービスの支給決定、支給量格差が大阪府下市町村により生じている。障がい児者が大阪府下どこに居住しても公平なサービスが受けられるよう各市町村担当課へ働きかけられたい。**

また、**事業所への実地指導時における障害者総合支援法、児童福祉法の法解釈が各指定権者により違っているため、障がい児者が府内居住地により適正なサービス提供を受けることが出来ない可能性がでてくると思われる。法解釈に関する明確な通知を各指定権者、事業所へ対して指導していただきたい。**

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課地域生活支援課 障がい福祉室生活基盤推進課

障害者総合支援法・児童福祉法に定められるサービスの支給決定については、事務処理要領等で、市町村が実施主体となり、決定を行うとする者の勘案事項を踏まえて、適切なサービスの支給量を定めることとされているところです。

大阪府では、これらの支給決定が公平かつ適正に行われるよう、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めるよう働きかけており、今後とも引き続き助言してまいります。

指定障がい福祉サービス事業所等への指導については、法令に基づき、指定権者である大阪府、政令市、中核市及び大阪府地方分権推進制度に基づき権限移譲した市町村が実施しています。

府内の指定権者である市町村とは、指定・指導等に係る課題について情報共有を図るとともに、問い合わせ等があれば助言しています。

今後とも、必要に応じて各市町村と意見交換を行ってまいります。

⑤**低所得世帯やひとり親家庭の子ども貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。**

商工労働部雇用推進室労働環境課 福祉部子ども室子育て支援課

大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、解雇・退職勧奨についての相談件数を合わせると、令和元(2019)年度は847件です。また、そのうち新型コロナウイルス感染症に関する解雇・退職勧奨についての相談件数は、令和元(2019)年1月から3月の期間で2件であり、このうち派遣社員からの相談は1件です。また、参考データではありますが令和2年4月から5月の新型コロナウイルス感染症に関する解雇・退職勧奨についての相談件数は41件で、このうち派遣社員からの相談は2件です。

解雇は、労働契約法第16条において、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効」と定められています。

労働相談では、解雇および退職勧奨を受けた時の対応策やその法的根拠について助言を行うとともに、調整・あっせん制度による労使間の紛争の解決を支援しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主や個人に対する支援策・助成金制度等について、各省庁の担当窓口を紹介する等の周知に努めております。

働くひとり親家庭への支援制度については、令和2(2020)年6月に開設した府立母子・父子福祉センターで実施している、就業相談や就業支援講習会、求人情報の提供を一貫して行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」のほか、看護師等の資格取得にあたり、修業期間中の生活費の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金制度などがあります。

制度の周知・啓発については、母子・父子福祉センターや福祉事務所において、要支援者の状況に応じ必要となる制度の案内を行っており、大阪府としてもその際に活用いただける各種支援制度をまとめたリーフレットを作成しているほか、ホームページにも掲載することで広く周知に取り組んでいるところです。

⑥**新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛中での家庭内での児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年 6 月改正され、令和 2 年 4 月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。**

福祉部子ども室家庭支援課 福祉総務課 子ども室家庭支援課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成25(2013)年度6,509件から、令和元(2019)年度15,753件と約2.4倍に増加している状況ですが、今年度上半期の相談対応件数は、前年同時期と同程度で推移しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、平成24(2012)年度以降、児童福祉司計85名の大幅な増員を行うとともに、警察官OBを配置するなど体制の強化を図ってきただけです。

また、平成28(2016)年度から、介入を中心とする相談対応課と、支援を中心とする育成支援課を設置しています。一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

加えて、子ども家庭センターが継続指導を実施している親子が他府県へ転居した場合については、必要に応じて転居先を管轄する児童相談所に向向き、対面で引継ぎを行うとともに、他府県から府内に転居してきた場合は、転居元からしっかりと情報を受け取るなど、虐待の再発防止や援助の継続性の確保を図っています。

令和元(2019)年8月に策定した児童福祉司の増員計画については、国の配置標準を踏まえ、高い専門性の確保・維持の観点から、毎年20名程度増員してこととしています。

また、職員向けの研修としては、府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例と一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

⑦**高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。**

また、**高齢者の増加に伴い介護を必要とする高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のために介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実等についても対処されたい。**

高齢介護室介護支援課・介護事業者課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課

大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合が高く、後期高齢化率もますます高くなっていくが見込まれます。

このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、府の交付金を活用した街かどデイハウス事業等に加え、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。また、地域の実情に応じ、他府県から府内の介護教室や交流会、認知症高齢者の見守り事業等を実施するほか、地域包括支援センターで家族介護者からの相談対応などにも取り組んでいます。

また、大阪府においても、高齢者が行方不明になった際の情報連携の取り組みとして、平成27(2015)年9月に大手コンビニ4社との「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結を皮切りに、高齢者が日常生活において利用する事業者・民間企業等との公民連携の取り組みを進める他、高齢者虐待の未然防止や早期の対応として、第一義的な責任を有する市町村の対応力の向上に向け、職員向けの階層別研修を実施するとともに、困難事例に対する助言等を行う弁護士や社会福祉士で構成する専門職チームを派遣しています。

特別養護老人ホームの入所に当たっては、入所の必要性の高い高齢者が優先的に入所できるよう、「大阪府指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所選考指針」に基づく入所選考が行われるよう施設を指導しています。

経済的な理由等により居宅での生活が困難な方が入所する施設として、市町村の措置により入所する養護老人ホームと、低額な料金で日常生活に必要なサービスを提供する軽費老人ホームがあり、これらの利用料は、入所者の負担能力に応じたものとなっております。

特別養護老人ホーム等の介護施設については、市町村が地域の実情に応じて見込んだサービス量を元に、市町村介護保険事業計画及び大阪府高齢者計画において整備量を定めており、今後とも、市町村と連携しながら計画的に整備に取り組んでまいります。

高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取り組みを進めています。

今後とも引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、市町村における包括的な支援

体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。

### 3-(2) 雇用・産業

②**「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加されたが、企業等における障がい者の法定雇用率と雇用率を上げるための取り組みを明らかにされたい。**

なお、**雇用率が上がったとしても、非常勤（非正規）職員では常勤（正規）職員と格差があるため、常勤（正規）職員の雇用枠が増えるような取り組みを図られたい。**

商工労働部雇用推進室就業促進課

大阪府労働局発表の大阪の民間事業主(常用雇用労働者数45.5人以上)における障がい者の雇用状況につきましては、令和元(2019)年6月1日現在の障がい者の実雇用率が前年より0.07ポイント上昇して、過去最高の2.08%となり、着実に増加しているところです。

大阪府では、ハートフル条例に基づき大阪府と関係のある事業主等に対し法定雇用率達成に向けた誘導、障がい者雇用促進センターからの専門家派遣、障がい者を多数雇用する中小企業への法人事業税の減税、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供義務に事業主が正しく対応していくためのセミナーの開催など、障がい者雇用に取り組む事業主に対する積極的なサポートに取り組んでおります。

また、平成30(2018)年4月から精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、民間事業主の雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられ、精神障がい者の雇用を取り巻く状況も、近年大幅に変化しており、精神障がい者の大阪府内ハローワークにおける令和元年(2019)度の新規求職申込件数は、8,775件と5年前の平成26(2008)年度の約1.7倍、就職件数は、3,864件と約2倍となっており、ともに身体障がい者、知的障がい者の件数を上回っています。

そこで、民間事業主の人事担当者等を対象に、障がい特性などの基本を学んでいただく座学と雇用先進事業主での職場体験をセットにした「アドバンス研修」を実施するとともに、障がい者の雇用経験の少ない事業主が、精神障がい者等の職場実習の受入れを通して、職場環境の整備を図っていただく「職場体験受入れマッチング支援」を実施しています。

さらに、精神障がい等のある従業員のセルフコントロールを事業主がサポートするための雇用管理手法の普及・啓発にも取り組んでいるところです。

今後とも、府内民間事業主の雇用率改善や障がい者の雇用促進に向けた取り組みの充実、強化に努めてまいります。

なお、精神障がい者等の障がい特性から、職場定着に向けては、採用直後など一概にフルタイムの正規雇用が最善の処遇ではない場合があることから、事業主に対し、引き続き、個々の障がい者の実情に応じた雇用についてサポートしてまいりますとともに、正社員化や処遇改善の取り組みを実施した事業主が活用できる国の各種助成金につきまして周知を図ってまいります。

④**コロナ禍において、中小零細企業の業績が上がらない状況が続いている。中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。**

商工労働部中小企業支援室金融課

大阪府の制度融資については、金融セーフティネットをしっかりと確保するとともに、金融と経営支援の一体的な取り組みの推進により、中小企業の頑張りを応援するような制度となるよう、充実に努めているところです。

セーフティネットの確保については、別枠保証を活用したセーフティネット資金である、「経営安定サポート資金」について、十分な融資枠を確保し、売上の減少等により経営の安定に支障を来している中小企業の資金繰り支援に万全を期しております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により急激に経済環境が悪化したことから、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、2月17日に、一般保証制度を活用した、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」を新たに創設。その後も、セーフティネット保証4号や危機関連保証の発動など、国保証制度の拡充にあわせ、府制度についても随時拡充を行ってまいりました。

また、5月1日からは、国経済対策を活用し、最大で金利(当初3年)・保証料ともゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子融資)の取扱いを開始し、11月末時点で、コロナ融資全体で約9万件、金額にして2兆400億円と非常に多くの中小企業に利用いただいています。

今後とも、新型コロナウイルスの感染動向次第では追加的な資金需要の発生も想定されるところから、中小企業の資金需要の動向について慎重に見守るとともに、国の経済対策等の動きにも注意を払い、的確に対応してまいります。

### 3-(4) 女性

③**新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVが増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。DVの被害者・加害者の現状及び対策について明らかにされたい。**

府民文化部男女参画・府民協働課 福祉部子ども室家庭支援課

配偶者等からの暴力(DV)など女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

大阪府では、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プラン及び大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、配偶者等からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

今年度においても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)に、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップする とともに、コロナ禍におけるDVをテーマにしたセミナーの開催など啓発活動を実施しました。

併せて、デートDVの防止に向け、これまでも教職員向けの研修会や、若年層に対するリーフレットやDVDによる啓発を実施してきたところです。今年度においては、「面前DV」及び「デートDV防止教育の必要性」をテーマにした研修会を開催するとともに、中学生を対象としたデートDV防止啓発リーフレットを新たに作成する予定です。

また、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」について、平成29(2017)年の改訂時にデートDVに関する教育現場の対応方法や関係機関との連携などの説明を追加し、概要版と併せ、府内小・中・高校等での周知・活用が図られるよう、関係会議等を通じ依頼しています。

DVの加害対応に関しては、国の「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究検討会」に関する動向等を注視しつつ、大阪府では、女性相談に加え、男性相談員による男性のための電話相談を実施するとともに、市町村における男性からの相談に適切に対応できるよう、DV対応等を含む男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの周知・活用を実施しています。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。

令和2(2020)年4～7月におけるDV相談件数については、全国・大阪府ともに前年同時期より約2割増加していますが、8月以降、大阪府においては、前年同時期と同程度で推移しています。女性相談センターなど大阪府内7箇所を機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところであり、令和元(2019)年度の相談件数は、4,521件となっています。

今後とも引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

### 3-(6) 教育

⑥**「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され7年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校や市町村教委への徹底した指導をされたい。**

教育庁市町村教育室小中学校課 教育振興室高等学校課

いじめは、犯罪にもつながる行為であり、子どもの将来にわたって内面を傷つける重大な人権侵害であります。それゆえ、各学校においては、的確な実態把握のもと、家庭との連携はもとより、状況に応じて地域や関係機関とも連携し、その解決に向けて取り組む必要があると認識しております。

市町村教育委員会に対しては、これまで、いじめ防止対策推進法に基づく国「いじめ防止基本方針」が平成29(2017)年に改訂され、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことを受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて指示するとともに、市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を通じて、また、学校や教職員に対しては各種指導資料を通じて、いじめをはじめ生徒指導上の諸課題や人権教育の推進について取り組みを促しているところです。

昨年度は、府内において、第三者委員会の報告が大きく報道されるなど、いじめ重大事態が複数発生しました。そのため、法の規定を踏まえた学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等、各校のいじめ対策についてさらなる見直しを進めるため、「教員用」「学校用」の「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、府内市町村教育委員会に通知として発出をするとともに、府内の全学校の校長を対象に「生徒指導緊急校長研修」を実施しました。今年度も、各学校、市町村教育委員会に対しては、「セルフチェックシート」の活用等を通じて、各学校におけるいじめ対応が迅速かつ適切に行われるよう指導しております。

今後とも、学校や市町村教育委員会において法に基づく適切ないじめ対応が徹底されるよう、連絡会研修等様々な機会を通して指導してまいりたいと考えております。

また、重大ないじめ事案への対応をはじめ、心理的な視点から対応が必要な児童生徒については、スクールカウンセラーを政令市を除く府内全公立中学校に配置し、校区小学校への派遣も可能としており、また福祉的な視点で対応が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内全中学校区に配置できるよう市町村に対して支援を行っております。児童生徒の命に関わるような、重篤かつ緊急性の高い事案に対しては、スクールカウンセラースーパーバイザーはもちろんスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールロイヤー等の専門家から成る「緊急支援チーム(子ども支援)」を各市町村・学校に派遣し、児童生徒への支援を行うなど、迅速かつ適切な対応を図っております。今後とも、児童生徒や保護者の思いを的確に受け止め、これらの施策を効果的に推進してまいります。

大阪府においては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、大阪府教育庁や学校法人等の学校設置者及び学校における取り組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るための「大阪府いじめ問題対策関係者機関会議」、府立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」を設置し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでおります。

府立学校については、「府立学校に対する指示事項」において、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取り組みの実効性を高めるよう指示しています。

また、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」や「いじめに関するアンケート調査」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ等について実態の把握に努めるとともに、府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアに努めていることに加えて、生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校5校を含む37校にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

さらに、平成26(2014)年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう努めてまいります。